代表執行役に報告する。

(2)執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、各委員会議事録、その他重要な意思決定に関する重要書類(電磁的情報を含む。)は、法令及び社内規則に従い、適切に保存管理を行うとともに、取締役及び執行役が必要に応じて随時閲覧できる環境を整備する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの企業活動に潜在するリスクへの対策を講ずるための当社の取組み方針等を定めた規則を策定するとともに、事業計画の策定にあたっては当社グループにおける事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を定める。

当社各部署は、当社グループにおけるそれぞれの担当業務の領域に関し、リスク評価を行い、リスク評価の結果、その重要度に合わせ、関連規則の制定、教育の実施等、リスク低減の施策に取り組む。

(4)当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に従い、当社グループの経営目標を定めた中長期の経営基本 計画及びその実行計画である年度事業計画その他の経営に係わる重要な方針を決定し、取締役会で決定 すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化及び効率化を図るため、執行役に委任する。取締 役会は、年度事業計画の進捗評価のため、業績等について少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役 の職務の執行を監督する。

取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に決定する。また、その業務執行状況等について、執行 役から少なくとも四半期に1回報告を受ける。

社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役、 執行役員及び使用人の権限と責任を定める決定権限基準を整備する。各執行役、執行役員及び使用人 は、取締役会決議及び社内規則等により設置された機関や手続に従い、当社グループの業務執行に関す る重要事項について、迅速に審議・決定する。

執行役の職務分掌及び当社子会社運営に関する社内規則に基づき、当社各部署の責任分担に従って各当 社子会社の運営全般に関する責任を有する主管責任者及び主管部署を定め、主管責任者又は主管部署 は、関連部署との連携のもと、当社子会社に対する助言や指導を行う。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社子会社の運営に関する社内規則等を整備し、当社子会社の管理対象事項、管理方法及び当社管理部署を定め、管理対象部署は、当社子会社の取締役等から管理対象事項に関する必要な連絡等を受ける。

当社は、当社子会社の財務状況及び業績について、当社社内規則等により当社子会社から定期的に報告を受けるとともに、当社子会社の経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則等に基づき、当社の承認のもとに実施する。

## 口. 取締役の定数

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨を定款に定めております。

## 八. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数による決議をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めており ます。